［報告事項］

令和７度事業計画（案）

自　令和７年４月　１日
至　令和８年３月３１日

１　我が国の社会経済状況

我が国の経済は、コロナ禍を契機にAIに代表されるデジタル化及び脱炭素社会の実現を視野に入れた社会構築を活動する構造変革に向かっています。

世界各地での紛争と自国第一主義の台頭による貿易摩擦も激しくなってきており、輸出産業の業績不振にエネルギー危機と為替の影響も加わり諸物価の相次ぐ値上げとなり、国民負担率の上昇もあって国民の消費マインドはさらに落ち込んでいくものと観測されています。

これに対応すべく政府が進める物価上昇を上回る賃上げを官民一体となって推し進めていますが中小企業が大部分を占める我が国の産業構造においては資材費の高騰などにより実現のハードルは高い状況にあります。

２森林・林業・林産業をめぐる状況

我が国の森林資源は充実期にあり今後は「伐って　使って　植えて　育てる」というサイクルを機能させるために確実な再造林が確保できる木材価格が成立することが重要となっています。

森林資源を有効活用する木材利用は建築物に炭素を貯蔵することから、都市のもう一つの森林として位置づけるなど２０５０年カーボンニュートラルの実現への貢献に大きな期待が寄せられています。

木材需要の駆動力である住宅投資は、構造的な人口減少・少子高齢化に加え、多発する感染症や災害、物価高により経済生活に余裕がなくなるという消費減速の乾いた風に晒され、潤いの無い生活を余儀なくされていることもあって木材需要の低迷が続くと観測されています。

このような状況下において木材産業にあっては改正建築基準法が４月から施行され戸建住宅の４号特例の適用基準が改正されことから使用される木材の品質とともに国産材利用に注目が集まることから「産地が証明された木材」「品

質性能の明確なＪＡＳ材」の供給が重要になることを視野に入れた事業展開が求められます。更に、従来、デジタル技術を活用した川上から川下に至る情報連携による国産材の付加価値化（サプライチェーン・マネジメント）が推進されると森林資源の循環利用に貢献する木材流通業界もこれに的確に対応することが求められます。

そのような中、政府は、森林資源の適切な管理及び持続的利用を一層推進する計画とともに２０５０年「カーボンニュートラル」の実現を掲げ、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」への貢献に向けた施策を実施するための施策を展開しています。この施策の一環として「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（通称：都市（まち）の木造化推進法）を駆動力に木材利用を公共建築物のみならず一般の民間建築物に拡大する予算等を措置しています。また、これに呼応して民間建築物における木材利用を促進するため、経済・建築・木材供給団体・地方公共団体など川上から川下までの関係者が一堂に会する官民協議会を発足させ「あらゆるところに木材を」という「ウッドチェンジ」を合言葉とする「木使い運動」を展開しています。

さらに、ここ数年で広く浸透したＳＤＧｓの理念を反映し、持続可能な社会の実現のため、都市部の中高層建築、商業施設等の木造化・木質化への機運がかつてない高まりを見せており、大手外食チェーンの店舗などの消費者にとって身近な建築の木造化・木質化は、木の良さに触れる機会を増やし、木材利用拡大につながります。このことは、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（通称：改正「クリーンウッド法」）」が本年４月に施行され、川上・水際の木材関連事業者に合法性確認等の義務付けを行い、違法伐採対策の取組が強化されたこともあって合法伐採木材、森林認証材など産地が証明された木材の使用への関心が高まり、品質性能の明確なＪＡＳ製品の供給に対応できる体制の整備が求められています。

このような情勢に鑑み、全買連としては、組合組織内の「国産優良木材取扱店」、「合法木材・木質バイオマス利用材を取扱う認定事業者」の継続認定業務などの国産材の利用促進とこれらの流通段階における円滑な事業を展開するとともに社会の様々な分野で進むデジタル化に対応しつつ、組織と組合員の社会的・経済的地位の向上に向けて、次の事項について活動を展開します。

３　全買連の取り組み

（１）　地球温暖化防止等に寄与する森林の重要性のアピールと木材利用拡大の推進について

木材の利用は、快適で健康的な住環境等の形成に寄与するだけでなく地球温暖化防止、森林の多面的機能の持続的発揮や地域経済の活性化に貢献する。設計者、施主・工務店、大工等はもとより、森林環境譲与税の使途を含めて都市部の自治体や関係地域住民に対し、あらゆる用途への積極的な木材利用についてＰＲ活動を行います。

この一環として森林から生産される木材を街に届ける使命を持続的に担うために、燃料代の高騰や人手不足、人件費上昇により採算性確保が影響している状況に鑑み木材運搬手数料の適正な受領についての理解促進するための活動を展開します。

（２）合法木材・木質バイオマス利用材の利用推進について

民間施設への木材利用が促進する中で２０２５年４月に施行された改正「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称クリーンウッド法）」に適切に対応する合法木材・木質バイオマス利用材を取扱う認定事業者の指導助言に努めるとともに、証明の信頼性の維持・向上のため本年度は東京地区及び大阪地地区で研修会を開催します。

（３）JAS 製材品の普及推進について

ＪＡＳ製材品は、全国どこでも一定品質の製品が入手でき、品質・性能が保証されていて、建築・設計等の需要者ニーズに対応した信頼される製材品であります。JAS 製材については、省エネ基準の適合義務など見直しなど建築基準法の改正による組合員への研修及び消費者に向けた普及啓発セミナーなど機会をとらえて開催しＪＡＳ製材品の利用拡大と、需要者・消費者への普及に努めます。

（４）木材流通のデジタル化に関する情報収集と発信

木材流通の段階において適正な対価が得られていない現状に対して理解を得る運動を起こすとともに、ＩＣＴ技術の進歩によるサプライチェーン・マネジメント（ＳＣＭ）構築等、最新事情に関する情報収集を行い、流通改革や新しい事業等の可能性を追求します。

（５）全買連共済保険制度の充実について

組合員の福祉共済事業として実施している「全買連共済保険」への加入促進について、太陽生命と連携して、制度内容改善の検討、説明会の開催、加入キャンペーン用リーフレットの作成・配布など、加入促進に力を注ぎ、組合員の相互扶助制度の充実強化を図ります。

（６）広報活動、情報提供等について

傘下組合員への情報提供として、ホームページを活用して発信力を高めるほか、必要な情報の提供を行います。また、情報提供については、ＩＴを活用して迅速化を諮ります。

（７）　関係団体との連携強化について

木材利用推進、安定的な木材流通体制づくりのため、森林・林業・木材、建築・設計等の関係団体等との連携強化を推進します。

以上